

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日（木）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 3 時 2 7 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	山田委員長、斉藤副委員長、安斎・酒井（隆裕）・濱本・ 佐々木各委員		
説 明 員	市長、総務部長、選挙管理委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、安斎委員、濱本委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は安斎哲也委員の順といたします。

この際、委員長から一言申し上げます。

これより濱本委員の議事進行の整理のため、市長に答弁を求めますが、市長においては整合性のとれない答弁を過去に何度も繰り返してされました。こういった態度が一因となって、前定例会では市長辞職勧告決議が可決されたものと思います。これを受け、市長は今定例会の提案説明において、辞職勧告は深く重く受けとめている。今後は、反省すべき点は反省をし、改善すべき点もしっかりと改善してまいる所存であり、これからも議会とは緊張感をもって向き合ってまいりたい、との発言をされました。市長におかれましては、整合性のとれない答弁は委員会混乱の原因となり、以降の質疑の妨げになりますので、御自身が提案説明で述べられたことを肝に銘じ御発言をお願いいたします。

それでは、市長に答弁を求めます。

○市長

12月19日の総務常任委員会におきまして、安斎委員からありました私が調べた公務と政務の区分についての事例を挙げてほしい旨の御質問に関し、委員長から時間をとって確認するよう御指示があったところでございます。

確認いたしましたので、この際、改めて答弁をさせていただきます。

私が確認したものは、これからお示しするもの、これらだけではありませんが、当初調べたのがかなり以前のことであり、記憶をたどり、インターネット上で見つけられた事例を挙げさせていただくものであります。

まず、横浜市の事例です。横浜市では、特別職の秘書を設置する条例が制定されておりますが、その説明資料の中で、市長が公務と政務の両面を有する業務を行う場合の対応として、円滑な市政運営を確保するために、地方公務員法の適用を受けない特別職の秘書を設置する、と記載をされているところでございます。

また、川崎市の事例ですけれども、川崎市でも特別職の秘書を設ける条例案を提出した経緯があり、それに係る市長の記者会見記録の中で、市長としての活動は広範多岐にわたり、純然たる公務だけではなく、政務の側面を含むような公務もあり、政治的行為の制限の少ない特別職の秘書を設置したい旨の記載をされているところでございます。

私といたしましては、これらを参考にして、公務と政務の区分という明確な基準はなく、難しいと考えたところではございます。

○委員長

これで濱本委員の議事進行に対する整理を終わります。

安斎委員に質疑を戻します。

○安斎委員

◎市長の辻立ちについて

副市長が辞職を発表された次の日曜日の辻立ちについては、何なのですか。

○市長

ですから、私としては市長公務の一環だというふうな認識を持っているところでございます。

○安斎委員

そうではなくて、政務と公務のどちらなのですか。

○市長

今答弁したように、私は市長公務だと思っておりますけれども、その中には公務と政務の区分は明確な基準はないというようなお話をしましたが、その政務に近い活動であると思っております。

○安斎委員

火曜日の質問に戻りますけれども、公務に何で一般の市民の方 2 人が一緒にやっているのですか。

○市長

今も答弁いたしましたけれども、市で担う公務の枠組みにおきましては、当然、市長には秘書がいて、それに基づき執行しているところでございますが、やはり市長公務とはいえ、政務に近い、政治活動に近い内容におきましては、私としてはやはり市役所職員を同行させたりとか、公費を負担させるということにはならないと思っております。その中で、その活動に伴い、御協力いただく市民の方々がいらっしゃったり、同じ志を持つ方が同席、同行するということはあると思っております。

○安斎委員

今、政治活動とおっしゃいましたけれども、やはり政治活動だということで明言されたという理解でよろしいですね。

○市長

ですから、その政治活動も含めて、私は公選の政治家としての活動として市長公務の一環だと考えているところでございます。

○安斎委員

何かよくわからないのですけれども。

では、まず 1 月 1 日に毎年、住吉神社で辻立ちされていますが、それも公務だということによろしいですか。

○市長

今までお話しさせていただいたように、市長公務の一環として考えております。

○安斎委員

公務であるということなので、私は、その現場を見させていただきますので、何時から何時まで行っているか、お聞かせください。

○市長

今までも街頭活動や辻立ちのことにお聞きになられたときに、今までもお話しさせていただいておりますけれども、このようなことは公表しておりませんし、今後も公表は考えておりません。それにおいては、対象者を集めてお話しするというものではないこと、また、市民の皆様の反応を肌で感じるためにということですので、今までもそのようにお話しさせていただいておりますが、その日におきましても公表する予定はありません。

○安斎委員

では、ことしの 1 月 1 日は、何時から何時までされていましたか。

○市長

ごめんなさい。正確な答弁を求められると思うので、申しわけないですけれども、今控えがないので、はっきりと時間は覚えておりません。

○安斎委員

では、朝なのか昼なのかというのは覚えていますか。

○市長

先ほど安斎委員もおっしゃったように、私、例年行っているので、恐縮ですが、ことしの 1 月 1 日がどの時間だったのかということは、昨年もおとしも行っているので、その時間がいつだったのかということを思い出すことはできないので、申しわけないですが、お伝えしようがありません。

（「朝か昼か夜も覚えていないということですか。5 時から 7 時とかという細かいのではなくて、朝か昼か夜も覚えていないのですか」と呼ぶ者あり）

年によって違うので。

○安斎委員

では、ことしは覚えてないのだったら、去年はどうだったのですか。

（「いや、だから、去年とことしかごちゃまぜになっているからわからないと言っている」と呼ぶ者あり）

○市長

ですから、ことしと昨年とおとしと、ごちゃまぜになっていて、どの時間にやっていたのかということが思い出せないで答えられないと言っているので、去年も同じように、どちらだったのかは思い出せません。

○安斎委員

では、どうやったら思い出せますか。手帳とかに書いていないですか。

（「書いてません」と呼ぶ者あり）

○市長

私は、新年にそういうような活動をしているところはありますけれども、必ずしも 1 日に行っているとも限りませんし、恐縮ですが、それについて、手帳等メモっておりませんので、はっきりとした時間、日時ですか、今、表明する方法はありません。

○安斎委員

では、公表していないというのに、その一般の 2 人と一緒に活動できるのは、その 2 人には公表しているということですね。何で公表するのですか。伝えているのでしょうか、その 2 人には。

（「それを公表と言うの」と呼ぶ者あり）

○市長

今までお話ししていますが、そのような同じ志を持ってとか、それに伴う手伝われている方にお話することは当然あり得るわけで、それと公表という考え方は違うと思います。

（「公表と違うって」と呼ぶ者あり）

○安斎委員

そうしたら、市長は、一般の市民で同じ志を持っていない人には情報を公開しないと、お伝えしないという理解でよろしいですね。

○市長

それは違います。これは先ほどと繰り返しになりますけれども、そのような市民の皆様のやはり反応等を肌で感じるために行っていないだけのことでありますので、今の安斎委員の御見解とは私の考えは違います。

○安斎委員

では、私が同じ志を持っていたら教えてくれるということですか。

○市長

その思いを持って、また一緒に活動していくというお考えのもとで、そういう共通認識を持って、時間等も含めて許されるのであれば、そういうふうな一緒に行動するということはあり得ることであるとは思いますが。

○安齋委員

では、次に、今、先ほど聞かせてもらった横浜市と川崎市ですけれども、何でこの横浜市と川崎市を参考にされたのか、お聞かせください。

○（総務）秘書課長

こちらは、特別職の秘書という形で調査していた中で、インターネットでヒットして見つけたものとなっております。

（「何で秘書課長が答弁を」と呼ぶ者あり）

○安齋委員

市長に伺いますけれども、なぜ特別職の秘書の部分を検索してヒットしたのですか。

○市長

当時のことを思い出しながら、どのように検索したのかと、いろいろと考えながらやっていたところだったのです。その当時、それこそ、これに伴う似たような質問が当時あって、当時の秘書課長と、それに対しての調査等を一緒に行っていただいたところでございますが、その中で、たしかそのような調べ方があったのではないかということ思い出しながらやったところでございますので、その当時のときのやりとりから、こういう結果になった。今それを何となく思い出した上でこういうふうになったということでございます。

○安齋委員

では、最後に伺いますけれども、その公務の中で一般市民の方と一緒にやっていて事故があった場合、労災とか、そういうのはどうなるのですか。

○市長

残念ながら労災はかかっておりません。その事故等においての対応については、現状においては残念ながら、何も規定も、私たちの段取り等にもありませんので、一緒にそのように活動している方々とその点について今後話せばいいかなと思います。

○安齋委員

公務なのだから、そこをやっておかないと、もし一緒に事故に遭って死んでしまったら大変ではないですか。そうしたら、それは私的な行動ではないですか。今の時点では、労災もかけていない、公務としての話もしていない。いかがですか。

○市長

今までも何度もお話ししておりますけれども、やはり市長公務というのは大変広範囲に、多岐にわたるところでございます。その中で、一番政務に近い活動でありますので、残念ながらその取り組みにおきましては、現状で私自身は労災等をかけてはいない状況ではございます。だからといって、それを私的な行動というふうには私自身は思っておりません。

○安齋委員

それはどうしたら公務として扱うようにできるのですか、その一般の市民の方が２人いて、ただのボランティアだと。公務なのに、何も労災もかけないで活動していると、それは私的な活動なのではないですか。いかがですか。

○（総務）職員課長

公務災害という考えでいけば、市長も我々一般の職員も地方公務員等災害補償基金というところが保障するという形になってございますので、もちろん公務かどうかの認定というのはその基金が最終的な判断をする形にはなりますけれども、所属所として申請を上げて認定等の判断を待つ形になると思います。

○安齋委員

今、職員課長がおっしゃっていただきましたが、それは市長とか公務員の話ですよ。その一般の２人だったら

どうなるのですか。適用にならないのではないですか。

○（総務）職員課長

一般の方は公務という扱いにはなりませんので、適用はございません。

○安斎委員

そうであれば市長のロジックが破綻しているというふうに思いますけれども、これ以上これをやっても仕方がないので、次に移ります。

◎市営住宅について

市営住宅の関係ですけれども、私の質問で複数の候補地があるというふうに答弁されましたが、それはどこどこを、何個ぐらいあるのかをお聞かせください。

○（総務）企画政策室品川主幹

建設部に確認しましたところ、住宅マスタープランにおけるまちなか居住の推進エリアの中の小樽駅周辺、南小樽駅周辺、小樽築港駅周辺及び小樽公園を中心とする山手バス路線沿線を想定しておりまして、その中でも特に小樽駅周辺を念頭に置いているというところですが、正確な数ですとか、それを公表できるのかとか、そういったことはちょっとまだ現段階ではできないということでございます。

○安斎委員

それでは、市長公約を出したときに、市街地での市営住宅はどこを考えていたのかをお聞かせください。

○市長

今の答弁のような具体的な場所としてはありませんけれども、小樽駅を中心としたその周辺、その地域の中で念頭に置いていたところがございますが、その中において、この場所この場所ということで念頭に置いてやっていたわけではございません。

○安斎委員

無責任な公約だということです。

◎市長辞職について

次に、辞職をするべきではないかということで本質問をさせてもらって、本答弁で途中で辞職することは云々って、市政執行や市民生活に影響が生じかねないというふうに答弁されましたけれども、具体的に市政執行と市民生活にどう影響するのかを教えてください。

○（総務）総務課長

本会議で御答弁さし上げましたのは、市の喫緊の課題としまして申し上げますと、高島漁港区の観光船事業に関するコンプライアンス委員会からの御指摘、これに対しての是正措置ですとか、再発防止の決定とかということもございます。それから地域公共交通の関係、それから周産期医療など、まだこういったことで数多くあるわけがございます。

これらの絡みにつきましては、日々、市長を含めて私ども打ち合わせをして、時には関係機関とも協議を行いながら解決に向けて歩を進めているわけでございますけれども、このような段階で仮に市長が辞職するようなことがあれば、意思の形成過程において中断となるわけですから、事務事業がとまってしまう、それは市政執行に影響があるということになるわけでございます。ひいては市民生活に影響があるということで申し上げたものでございます。

○安斎委員

そうしたら4年に1回選挙があるときに、市長がいなくなったら何も進まないということを明言されるのですか。

○（総務）総務課長

今、多くの課題が日進月歩で進んでいるわけでございます。例えば、周産期医療につきましても、あの時点で市

長が辞職していれば、そこの先に進んでいたのか、そういったことにもなりますので、市長としては、そういった課題が今本当に進捗している中でやめるというわけにはいかないということで申し上げたものでございます。

○市長

4 年に 1 回というお話もありましたので、恐縮ですが、私まだ 4 年満たすところまで至っておりませんので、経験談ではございませんが、やはり基本的に、その定期的に行われる 4 年に 1 回の選挙におきましては、やはり市役所職員も含めてそれに伴う体制、準備、それをしっかり整えてそのときを迎えるというふうに思っておりますので、そのような急遽のやはり市長選が行われるという場合におきましても、やはりそういうことに対してのきちんとした一定のめど等がないと生じかねないというのは感じているところでございます。

○安斎委員

その一定のめどというのは、どのぐらいのことなですか。

○市長

なかなかそれを表現することは難しいと思います。それぞれの状況、自治体によって違いがあるのではないかと思っておりますし、小樽市の場合は、先ほど総務課長から一端をお話しされましたけれども、そういう部分ではないかと思えます。

（「そういう部分。一定のめどのことを聞いているのです。その部分とは何なのですか」と呼ぶ者あり）

○市長

言葉が足らずで恐縮ですが、今お話があったようなことが一定のめどがついたということが、そういう部分ではないかと思えます。

（「それは違うでしょう、だって。選挙のときに準備すると言っていたではないですか。それを一定のめどがと言っているのだから。それは周産期医療のこととか、ずっと続かなければ一定のめどがつかないということになるのではないですか。違いますか」と呼ぶ者あり）

○委員長

市長にお伺いします。「一定のめど」を、もう少し具体的に安斎委員にわかるようにお伝えしていただくことはできますか。「一定のめど」です。

（「市長が言ったのですよ」と呼ぶ者あり）

○市長

繰り返しになりますけれども、先ほど総務課長からるる、例えばの一端の中でお話がありましたが、それらが一つ一つの解決に導かれた、そういうことではないかと思えます。

（「違うでしょう、それは。その課題のこととかではなくて、選挙の前に一定のめどがついたらという話をしたのだから、一定のめどとは、ではどれぐらいなのですかと聞いているのですよ」と呼ぶ者あり）

○委員長

今、安斎委員からも御指摘があったのですが、確かにもう少し具体的に、市長のめどとは一体どれぐらいの、例えば私が言いますけれども、パーセンテージ、もう目の前に建物なら建つ。

（「違う、そうじゃなくて」と呼ぶ者あり）

その直前までの道筋だとかそういう、そのめどですね。

○安斎委員

私が一定のめどと聞いているのは、その課題云々ではなくて、市長自身が選挙の前に準備とかをするものの一定のめどが立たないというような、立つとか立たないとか、一定のめどが必要なのだということをおっしゃったので、

ではその一定のめどがつくのは何カ月とか、どれぐらいなのですかということを聞いているのです。課題解決のめどとはまた違うので、それとまた混在して御答弁されていますから、御指摘をお願いします。

○委員長

はい。ということであります。市長は御理解いただけますか、今の質問で。

（「今の状況についての話」と呼ぶ者あり）

○（総務）総務課長

市長が申し上げていますのは、選挙のサイクルですと 4 年という単位がありますから、市の職員としても、その一つ一つのめど、それを選挙の年のめどとしていろいろな事務事業を進めるという側面がございます。市長が申し上げているのは、あくまでも本答弁で申し上げているのは、いろいろな喫緊の課題がある中で、その途中で投げ出すことが市政に影響があると言っていることでございますので、それは選挙の年のこの 4 年間のサイクルのことを申し上げているものではございません。

（「ちょっと違う。課長、それならかばい過ぎではないですか。一定のめどと言ってるんですよ」と呼ぶ者あり）

ですから、市役所としては、その 4 年間のサイクルを一定のめどとしてやっているのです、選挙の年が云々ということで委員からお話ございましたけれども、それが、何と言うのでしょうか、課題の一定のめどということではないということでございます。

○安斎委員

選挙の年に一定のめどが、準備がとおっしゃったから、ではその選挙の年にはどういうふうに市政を執行して、めどがつくのかということを聞いているので、選挙の年だったらこういうふうに行っていくとか、何カ月ぐらい準備が必要だというようなものを聞かせてもらいたかったのですけれども、それは一切なく、4 年に 1 回あるからそれに伴ってやっていくということの理解でいいのですか、そうしたら。

○（総務）総務課長

市長が申し上げたのは、繰り返しになりますけれども、選挙の年で、その課題にめどがつくとかつかないとかということではなくて、選挙の準備をするめどが立つとか立たないとか、そんなようなことを申し上げているのではなくて、あくまでもこの 4 年間の中である程度の、市政には、その 4 年間で市長が変わるかもしれないというものはありますから、私どもとしては、そのようなサイクルの中である程度の課題の整理ですとか、そういった選挙に向けた課題の、私たちの中での整理もあるということでお話をしたものでございます。

（「本当にそうなの」と呼ぶ者あり）

○安斎委員

何を聞いてもなかなか具体的にお答えいただけないのですけれども、最後に、きょう朝のモーニングショーを見たら森井市長が登場されて、捜査中、捜査の案件なのでお話しできないと議会には言っていたのに、具体的にこう殴られたっておっしゃっているのですよね。

それについて、何でテレビではしゃべって議会ではしゃべらないのかということをお聞かせいただきたいのと、警察の方には、こういうふうに身ぶりか何かやっていたのに、何でテレビのときはグーだったのか、その 2 点をお聞かせいただくのと同時に、確かに暴力はいけないことですが、本当にそんなに衝撃を感じているのだったら、よくまあそこで平然と立ったり座ったりしているのだなというのが私の実感なので、暴力はいけないことだけれども、市民を犯罪者に仕立て上げる市長は、私はやはり 1 回おやめいただいて、民意を問うべきだなというふうに思います。これは私の意見ですが、2 点ほどお答えいただきたいと思います。

○（総務）秘書課長

基本的に、議会の中でもお話ししましたとおり、案件についてはしゃべれない形になっているのですが、事件の事

実関係については、お話をさせていただいているところでございます。

（「え、おかしくない」と呼ぶも者あり）

○市長

私にも聞かれたと思うのですが、私は、警察に対して、きょうですか、テレビで行ったことと同じこと話しております。ですので、そのときと違う言葉をそのテレビの中でお話ししたということはございません。

（発言する者あり）

○安斎委員

捜査のことをお話しできないと言っているというけれども、言っていることはどういうことなのだというのは、秘書課長はこういうスタンスで仕方がないけれども、市長はその点、答えていないではないですか。秘書課長としてはそうなのだけれども、市長はしゃべっているのだから、実際に、テレビで。

○委員長

委員長からお聞きます。

実際に、議会には、そういう形で事実関係は話されているということは、秘書課長からお話は伺っていますが、今、安斎委員からは、議会には、そういう実際の細かい点は言っていないのに、テレビ、またクルーの方にそういうお話があったということは確認できますか。市長に対して。市長はいかがですか。

要するに、テレビ局の質問に対してはお答えなさっているということによろしいですか。

○（総務）秘書課長

この前の予算特別委員会での事件の報告をさせていただいた後には、報道関係から多数問い合わせというのはございます。それで、その中で、やはり事実関係以外のことについてはお話をしていないということで考えてございまして。

（「事実関係以外のことなんて言わなくていいじゃないですか」と呼ぶ者あり）

市長におかれましても事実のみ、例えば参考人に対してどう思うだとか、そういうような形ではなくて、事実関係についてのみお話ししていますので、範囲を超えていないと考えてございます。

（発言する者あり）

○委員長

今、質問者からは、具体的にグー、パーというそういうお話もあったのですが、その点についてはお答えできませんか。

（「それは重大な捜査事実だよ。それに関わる事実だよ」と呼ぶ者あり）

○市長

それについては先ほどもお話しさせていただきましたけれども、安斎委員も、どうだったのだというお聞きになられていますから、改めてお話ししますが、私自身が受けた、見た印象としてはグーで……

（「そんな話は聞いていないんですよ。答弁をとめてください」と呼ぶ者あり）

非常に強い印象で、ここに当てられたところでございます。ですので……

（「委員長、答弁をとめてください」と呼ぶ者あり）

○委員長

少し待ってください。

○市長

それにつきましては……

（「何でしゃべっているかどうかという、勝手なことを議事録に残したら、またそれ捜査に影響があるでしょう」と呼ぶ者あり）

○委員長

お待ちください。安斎委員の御質問にお答えしていると私は思っています。

（「いや、今、捜査に関係あることを話をし始めているのですよ。いいのですか、認めるのですか、議会で。あんなにしないと言っていたのに。私は何でそれを議会で言わないと言っていたのに、テレビには言っているのかということだけを聞いているのですよ」と呼ぶ者あり）

○委員長

今、市長にもお伺いしますが、そういう御答弁をできるということでいいのですね。

よろしいですか。捜査に関して影響があるからお答えできない旨の安斎委員の御質問です。それに対して、今、市長はお答えできるということによろしいのですね。

（「いや、そうではなくて、今まで話せないと言っていたのに、何でテレビ局にはしゃべっているのか」と呼ぶ者あり）

それは聞いていますよ。それで、今もお話しようとした……

○（総務）秘書課長

あるとき答弁させていただいたのは、私から事実関係を答弁させていただいておりまして、市長からの答弁というのは、あときはさせていただいてございません。

（発言する者あり）

（「そうではなくて、秘書課長も事実関係のことは言えないと言っていたのに、事実関係のことを何でテレビで言っているのだと」と呼ぶ者あり）

○委員長

少し整理させていただきます。

安斎委員の御質問は、市長がそういうふうに言ったという意味で御質問されたのですよね。

○安斎委員

テレビで。

○委員長

テレビ。

○安斎委員

テレビで事実を話していた。

○委員長

もう一度整理すると、この間、秘書課長は捜査に影響があるから言えないと、そういう御答弁をされました。ただ、安斎委員がテレビを見た段階で、そういう捜査内容にも通じるようなことをお話しされていた、そのことについて相違点があるのではないのかという御質問だと思います。

○（総務）秘書課長

捜査の関係があるのでお話しできないと答弁させていただいたのは私でして、市長は、捜査の関係があるのでお話しできませんという話は、市長からは話しておりません。ですので、その事実につきましては、私のみがお話をしたということになってございます。

（「そこを分けるんだ」と呼ぶ者あり）

（「そんなばかな話あるかよ。それが市役所の中で統一見解でないとおかしいだろう」と呼ぶ者あり）

（「それを分けてはいけなんでしょう。では、市役所が言っていることと市長が言っていることが違うではないですか」と呼ぶ者あり）

(発言する者あり)

(「そんなわけのわからない答弁したらだめだって」と呼ぶ者あり)

あくまで事実関係のみ、これについてはお話ができる範囲と考えてございますので、その事実関係についてのみお話をしている段階です。

(「事実関係が重大な捜査事実でしょう」と呼ぶ者あり)

(「それが捜査にひっかかるということではないですか」と呼ぶ者あり)

私がこの前お話をしたのは、事実関係の一部でありますけれども、事実関係についてはほかにもありますけれども、そちらは判断をしながら、このぐらいであれば話できるというのは、その都度判断してお話ししていく形になります。ですので、事実関係、あのとき私が話したものが全て、それ以外は一切だめだというわけではなくて、そのほかにもお話しすることはできますが、あくまで事実関係という形となってございます。

(発言する者あり)

○委員長

いいですか。市の……

(「ちょっとだめでしょう」と呼ぶ者あり)

(「本日も話すつもりでいました、聞かれれば。でも聞かれなかった」と呼ぶ者あり)

(「いやいやいやいや。それもおかしいでしょう」と呼ぶ者あり)

(「いや、おかしくないです。だって聞かれたこと以外を答えるって言われていて」と呼ぶ者あり)

(「違うだろう。答弁者選べないのだから。統一見解を必ず出して」と呼ぶ者あり)

(「では自分でしゃべればよかったではないですか、最初に」と呼ぶ者あり)

(「理事会のときに何ていう話になっていたのですか」と呼ぶ者あり)

(「ですから、今聞かれている」と呼ぶ者あり)

(「いやいやいや。都合のいい解釈ばかりしてたらだめですよ。実際市民 1 人逮捕されているのですよ」と呼ぶ者あり)

(「それは暴力を振るわれたからです」と呼ぶ者あり)

(「しゃべれないと言っていて、今度テレビでしゃべって、テレビでしゃべったら今度ぺらぺらしゃべる」と呼ぶ者あり)

○(総務) 総務課長

秘書課長が申し上げていますのは、安斎委員から、議会で言っていないのに市長がインタビューに答えてお話をしたということ、御質問ございましたけれども、委員長からもそういった御指摘がありましたが、あくまでも秘書課長が先ほど申し上げたのは、議会の中でお話をしたこと、それは事実関係、小貫議員から聞かれて事実関係を言ってくださいということで答弁させていただきました。その範疇の中で、市長がインタビューの中で答えたということで認識してございます。

○安斎委員

小貫議員のときのメモがございませんので、すぐ私が、ああ、そうですかと言えるものではないのですけれども、できれば、小貫議員のときの答弁で言っていたことをテレビでひっくり返して言っているわけですから、一度休憩をとって確認をさせてもらって、最後、何で市長はテレビでしゃべっているかということだけを確認して終わりたいと思うのですが、1 回確認の時間をとっていただきたいのですけれども。

○委員長

安斎委員にお伺いしますけれども、そのテレビで言っていたことというのは何か記録が何かありますか。

○安斎委員

テレビで言っていたことではなくて、小貫議員の質疑のときに秘書課長が言ったことを確認させてください。そうしたらつじつまが合うのか合わないのかわかるので。

○委員長

それでは、安斎委員に言いますが、本来、そういう質問の根拠となるもの、それについては、質問者が事前に周到な準備を行ってされるべきものと委員長としては考えております。

それで、今回そういう部分は、確実な、こういった発言があったその根拠の上に立って求められると思います。角度を変えて質問していただくようにはできませんか。

○安斎委員

角度を変える前に、その小貫議員の質疑の部分だけ確認をさせていただいて、それで整合性がとれるようにしていただきたいのですけれども、もしだめなようであれば、これで終わります。

○（総務）総務課長

私の申し上げ方が悪くて、安斎委員に混乱を与えてしまったのかもしれません。申しわけございません。

私としましては、あくまでも秘書課長が事実、御質問に対して事実関係どのような形であったか、当時の状況をお話してくださいということで話をさせていただきました。それで、市長もテレビ局のインタビューに対してそのように答えた。私どもの事実関係ということでの認識ということでお話をさせていただいたものであって、一言一句そのとおりということではございませんので、そこは私の申し上げ方が悪かったかもしれませんが、御容赦いただきたいと思います。

（「何かよくわからないけれども」と呼ぶ者あり）

○委員長

安斎委員に申し上げます。

本当にここで時間をとって、委員長としても安斎委員の質疑に対してはベストを尽くして御答弁していただく、市長に対しては御答弁していただくのがよいと判断はしますが、できるなら、安斎委員については、次回またこの質問においては十分な資料をお持ちになって討議なさるようお願い申し上げます。

したがって、安斎委員について、また何かあれば御発言をお願いしたいと思います。

安斎委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 41 分

再開 午後 3 時 08 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○濱本委員

初めに議案第 5 号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案に対して、反対の立場で討論します。

本年第 3 回定例会において、市長は、コンプライアンス委員会の報告に基づいて、みずからの違法な行政執行の責任のみを認めて、10分の 1、1 カ月の処分案を議会に提案しましたが、我が会派は、処分の事由は市長が認めているほかにも存在していることを指摘し、さらに10分の 1、1 カ月は余りにも軽いと判断して否決を主張しました。

今定例会に市長は、前定例会の事由に加えて、ふれあいパス事業における契約規則違反をつけ加え、10分の5、1カ月を提案しましたが、我が会派が指摘した不適切な行政手続を行ったことの責任、副市長の辞職勧告決議が可決され、辞職に至ったことの責任、行政への市民の信頼を著しく失ったことの責任などについては、処分の事由には当たらないとして量定には含めていません。また、量定が10分の5、1カ月とした理由については、総合的に判断したとの曖昧かつ抽象的な答弁を繰り返してきました。

我が会派としては、議会に真摯に向き合い、議会に対して、そして市民に対して、必要十分な説明をする責務を有している市長としては、全く失格であると言わざるを得ません。

よって、市長の量定についての明確な説明が不足している状況、そして市長が認めていない我が会派が指摘する処分事由について含まれていないこの不完全・不十分な本条例案は、言うなれば笑止千万であり、否決が当然であります。市長においては、我が会派が納得できる辞職を視野に入れた責任のとり方を早急に示すことを強く求めて、反対の討論といたします。

次に、議案第6号小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案に対して、反対の立場で討論します。

この条例案が提案されるために、事前に行われたボトムアップの手法は適切ではありますが、それを取りまとめる際にはトップの経営理念に基づいたリーダーシップが必要不可欠であります。しかしながら、今回の提案の背景に市長の経営理念は全く見えないがゆえに、その先の組織機構の具体の姿について経営理念を実現する経営目標が明確に反映されているとは考えられません。また、小樽市が抱える公共交通、少子化、駅前再開発、そして港湾経営などの課題をどのような体制で解決していくのか、いま一つ見えてこないのが現状であります。

この際、一度立ちどまって原点に戻り、仕切り直しをしてこれから策定される総合計画も考慮しながら、再度組み立てをすべきと考えます。

よって、議案第6号は継続審査ではなく、改めてゼロベースに戻ることを求めて、反対と主張いたします。

以上、討論を終わります。

○佐々木委員

民進党を代表して討論をします。

まず議案第5号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案、いわゆる市長の給与減額条例案について、否決の態度で討論をいたします。

まず、我々民進党として、本会議から質疑を行ってまいりましたが、量定は事実を総合的に勘案して決めたとのこと。それぞれの積み上げでもなく、各問題の責任はどのようになっているのかが見えていません。これでは前回の10%減額案を示した際に否決されたから50%だったら議会は了とするのではないかという、いわば額面ありきで量定の考え方などは後づけのように見えます。副市長の辞任の原因の一つになっていることも踏まえると、森井市長の責任は非常に大きいものであるとも申し上げましたし、今後、損害賠償を求められた際には訴訟費、賠償金など大きな支出が懸念されるわけです。訴訟を起こされ、それが結審するころには、市長はもう既にその座にないということも考えられます。そうなれば、損害賠償額が決まったから新たにその分を量定に組み込んだ給与減額条例案をまた上程するということもあり得ないことも含め、総合的に勘案して、現時点でのさらに重い処分が適当であると主張いたします。

（「すごいな」と呼ぶ者あり）

次に、議案第6号小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案、いわゆる組織改革に伴う条例案について、否決の立場で討論します。

組織改革、機構改革を目的とする真の意図がわかりません。市民からの声なのでしょうか。また、市民サービスを展開するのは職員です。その職員がこの改革の意味を十分理解しているのでしょうか。機構改革を前提に新年度予算を計上していると聞いています。そのような中で、市は中期財政収支見通しを示しました。はっきり申し上げて

大変危機的な状況と認識しています。市民サービスを展開する上で、財政的な裏づけは絶対に必要です。そうであれば、組織改編をする目的は間違いなくスリム化を図るということです。

その具体的な方法として、例えば 1 人当たりの人件費を削ることなく、総体の人件費を抑制する考えを示すというなら一定程度理解できますが、なぜ人件費をふやすような改革をするのでしょうか。明らかに矛盾です。この改革のそもそもの目的が既に今次示された中期財政計画と整合性がとれておらず、場当たりのなものになっていることは重大です。よって、本案件は認めることができませんので、否決いたします。

最後に、陳情第 22 号中村善策美術館（仮称）の設立方について、不採択の立場で討論します。

中村善策画伯の画業が特に風景画の分野で比類のない高みに到達していることであること、小樽出身の画家として我が市の誇りであることは、陳情者のおっしゃるとおり異論のないところです。

ただ、伺ったところによれば、独立した美術館設置に応じた作品収蔵数、維持管理に要する費用対効果、今後の美術館での活用法などを総合して判断した場合、残念ながら今独立した美術館設置の考え方に立つことはできないと判断をいたしました。

本来であれば、西村計雄記念美術館、木田金次郎美術館に並び立ってもおかしくない中村善策画伯ですが、現段階では市立小樽美術館において作品保管、展示を行い、将来に美術館建設という陳情者や小樽市民の夢を託したい。その思いで残念ながら今回は不採択とします。

以上、委員の皆様の御賛同をお願いして、討論いたします。

○齊藤委員

公明党を代表し、議案第 5 号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案及び議案第 6 号小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案については否決、陳情第 22 号中村善策美術館（仮称）の設立方については不採択を求める討論を行います。

議案第 5 号については、他団体の事案における首長の減給割合を参考にしたと説明されていますが、量定の根拠が曖昧で、合理的な裏づけと言い得るものは何も示されていません。そもそも我が党は、辞職勧告決議を提出し、本市議会において可決をした立場として、いかなる合理的な量定がなされようと職を辞していただく以外の責任のとり方はないものと考えます。

議案第 6 号については、一面前向きな部分が見られるものの、公共交通政策の所管が建設部でよいかなど、具体的な疑義は質疑でただしたとおりであります。今回の組織改革が真に簡素効率的な組織体制を目指すものと言えるか、大いに疑問とせざるを得ません。財政面では、現在示されているだけでも課長職 6 名で 3,700 万円の人件費が増加するとされ、本委員会での質疑により、さらに 30 年度人事異動において既に都市計画マスタープラン関係で主幹 1 名と一般職 1 名、道から市に移換される介護事業所に対する指導の関係で一般職が 1 名、また毎日のように開催されている介護認定審査会の関係で主査 1 名の合計 4 名で、課長職で 700 万円、係長職で 600 万円、一般職で 450 万円として 2,200 万円の人件費増が想定されており、現在見通されているだけで合計 5,900 万円の人件費増、今後さらなる人件費の膨張が懸念されています。

去る 11 月に発表された平成 30 年度から 34 年度までの中期財政収支見通しにおいても示されている適正な業務分担による職員給与費における時間外手当の縮減、日常業務の効率化に向けた組織的な検証など、人件費を含む厳しい歳出削減という考え方とも矛盾すると考えます。

次に、陳情第 22 号については、既に市立小樽美術館 1 階に中村善策記念ホールが設けられており、新たな美術館を単独で設置することは所蔵作品数の上でも不足しており、作品の保存面で無理があることもあり、今後、収蔵作品数が一定以上確保された時点で検討されるべきものと考えます。

以上の理由により、議案第 5 号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案及び議案第 6 号小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案は否決、陳情第 22 号中村善策美術館（仮称）の設立方については不採択の態度

を表明して、各委員の賛同を呼びかけて討論といたします。

○酒井（隆裕）委員

日本共産党を代表いたしまして、議案第 5 号、議案第13号は可決、議案第 6 号は継続審査、議案第 8 号は否決、陳情第22号は継続審査を主張し、討論を行います。

議案第 5 号市長減給条例です。賛成はいたしますが、今後においてみずからを律することが必要です。

議案第 6 号です。組合と合意がとれていないことから、継続審査を主張しますが、否決された場合には自席にて棄権をいたします。

議案第 8 号です。職員の給与等増額は当然ですが、配偶者手当を減ずるべきではありません。

陳情第22号です。趣旨については理解できます。しかし、美術館の今後のあり方をどうするか議論が必要なことであり、継続審査を主張するものです。

議案第13号です。核兵器搭載艦艇の入港をさせない取り組みが必要です。

以上を申し上げ、討論といたします。

○安斎委員

議案第 5 号、議案第 6 号について、否決の討論を行います。

議案第 5 号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案は、そもそも私は市長の辞職勧告決議を可決としているため、量定がどうのという話ではございません。

議案第 6 号小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案については、こども未来部には賛成をいたすものですが、人件費が3,700万円増額するという内容の組織機構の見直しは改めて見直すべきだというふうに思っております。

以上、討論とさせていただきます。

○委員長

それでは、以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 6 号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

ただいま継続審査が否決されました議案第 6 号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（起立なし）

○委員長

起立なし。

よって、議案は否決と決しました。

次に、議案第 5 号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、陳情第22号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

ただいま継続審査が否決されました陳情第22号について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、陳情は不採択と決しました。

次に、議案第13号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、議案第 8 号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

散会に先立ちまして、委員長から一言申し上げます。

今定例会におきましては、初日から議員各位の御尽力もあり、何とか日程どおり議事が進行してまいりました。

しかし、残念ながら、当委員会におきまして、例のごとく、市長のあやふやな答弁に端を発し、委員会を 2 日にわたり開催することとなってしまいました。現市長の就任以降、委員会質疑がスムーズに進まず、たびたびこのような事態に陥っていることは非常に残念なことであります。来年以降はスムーズで活発な委員会議論ができるような土壌が醸成されることを委員長として祈念いたしたいと思います。

本日は、これをもって散会いたします。